

総務常任委員会

令和5年12月13日（水曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 令和5年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について
- 議案第 4 号 旭市出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第3期中期目標を定めることについて
- 議案第12号 工事請負契約の締結について
- 議案第13号 工事請負契約の締結について
- 議案第14号 工事請負契約の締結について

出席委員（7名）

委員長	景山 岩三郎	副委員長	島田 恒
委員	松木 源太郎	委員	木内 欽市
委員	伊藤 房代	委員	宮澤 芳雄
委員	常世田 正樹		

欠席委員（なし）

委員外出席者（４名）

副議長 林 晴 道
議員 伊 場 哲 也

議員 永 井 孝 佳
議員 戸 村 ひとみ

説明のため出席した者（１９名）

副 市 長 飯 島 茂
行政改革
推進課長 榎 澤 茂
企画政策
課長 柴 栄 男
税 務 課 長 向 後 秀 敬
会計管理者 小 澤 隆
監査委員
事務局長 杉 本 芳 正

秘書広報課長 椎 名 実
総 務 課 長 小 倉 直 志
財 政 課 長 山 崎 剛 成
市民生活課長 江波戸 政 和
消 防 長 伊 東 秀 貴
その他担当
職員 8名

事務局職員出席者

事 務 局 長 穴 澤 昭 和
副 主 幹 菅 晃

事務局次長 金 谷 健 二

開会 午前10時 0分

○委員長（景山岩三郎） おはようございます。

本日は大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

また、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了解願います。

なお、永井孝佳議員、伊場哲也議員、戸村ひとみ議員より本委員会を傍聴したい旨の申出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

本日、林副議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

○副議長（林 晴道） 皆さん、ご機嫌よくお過ごしでいらっしゃいますか。委員の皆さんにおかれましては、本日、総務常任委員会の開催ということで、大変お疲れさまでございます。

本日付託させていただきました一般会計補正予算を含みます11議案について、審査いただくことになっております。どうぞ慎重なるご審議をいただいて、活発な発言、議論をお願いしたいと、そのように思う次第であります。

簡単ではございますが、ご挨拶に代えさせていただきます。

それでは、景山委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） どうもありがとうございました。

それでは、議案説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表いたしまして、飯島副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長。

○副市長（飯島 茂） それでは、皆様、改めましておはようございます。

本日は、総務常任委員会の開催、大変お疲れさまでございます。

本日の委員会に審議をお願いいたします議案は、全部で11議案でございます。

内訳は、まず予算関係が1議案で、議案第1号、令和5年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち総務常任委員会の所管事項、次に条例関係が6議案で、議案第4号、旭市出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号、旭市一般職の職

員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第8号、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、次に病院関係が1議案で、議案第11号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第3期中期目標を定めることについて、次に契約関係が3議案で、議案第12号から議案第14号、工事請負契約の締結についてでございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からの質疑に対し、簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案、可決くださいますようお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） どうもありがとうございました。

議案の説明、質疑

○委員長（景山岩三郎） ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る12月4日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、令和5年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第4号、旭市出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第8号、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第3期中期目標を定めることについて、議案第12号、工事請負契約の締結について、議案第13号、工事請負契約の締結について、議案第14号、工事請負契約の締結についての11議案であります。

初めに、議案第1号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

説明、質疑については、着座で結構でございます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） それでは、議案第1号、令和5年度旭市一般会計補正予算のうち人件費について補足説明を申し上げます。

タブレットの30ページをお願いいたします。補正予算書では28ページになります。

給与費明細書です。

今回の補正は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づく給与改定の影響額が主な要因で補正を行うものです。

初めに、特別職ですが、一般職の職員の給与改定に合わせて、期末手当の支給率を年間4.4月から0.1月分を引き上げ、4.5月に改定したことから、下の比較欄になります、長等の共済費が20万円の増、議員の期末手当が79万1,000円の増となります。

続きまして、タブレットの31ページは、一般職の総括表になりますが、職員の区分ごとに説明いたしますので、次の32ページをお願いいたします。補正予算書は30ページになります。

アの会計年度任用職員以外の職員とは、常勤職員と再任用短時間勤務職員についてでありまして、比較欄、職員数の3人減の要因は、常勤職員の人数が当初の想定と比べて減ったことによるものです。

次に、タブレットの33ページをお願いいたします。補正予算書は31ページになります。

イの会計年度任用職員についてです。

給与費のうち比較欄にあります報酬の1,287万円及び職員手当等の24万3,000円並びに共済費の3万5,000円の増については、一般職の給与等の改定を踏まえ、会計年度任用職員の給料表の改定と、期末手当の支給率を2.5月から0.1月分を引き上げ、2.6月に改定したことによるものです。

次に、タブレットの34ページをお願いいたします。補正予算書では32ページになります。

（2）の給料及び職員手当の増減額の明細です。

給料の3,214万3,000円の減については、若年層の職員等を対象にした給与改定による3,083万8,000円の増額があるものの、職員の人事異動や新陳代謝等により約6,298万1,000円の減額に伴うものです。

職員手当等の3,194万3,000円の増は、期末・勤勉手当の支給率が0.1月分引上げになったことによるものです。

続いて、（3）の給料及び職員手当の状況です。

アの職員1人当たり給与については、直近と当初予算書の平均月額を職種ごとに比較したものであります。

次に、タブレットの 35 ページをお願いいたします。補正予算書では 33 ページになります。

イの級別職員数については、級及び職種ごとの人数について、直近と当初予算書を比較したものであります。

次に、タブレットの 36 ページ、補正予算書では 34 ページになります。

ウ、期末手当・勤勉手当ですが、国の制度に合わせて常勤職員の支給率を年間 4.4 月から 4.5 月に、また再任用短時間勤務職員の支給率を年間 2.3 月から 2.35 月に改定したことを示したものであります。

以上で、議案第 1 号の補足説明を終わります。

○委員長（景山岩三郎） ありがとうございます。

担当課の説明は終わりました。

議案第 1 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 担当課長のご説明ありがとうございます。

それで、一般会計の給与部分ですので、ちょっと聞いておきたいんですけども、10 月 6 日の人事委員会の委員長談話でもあるように、一応県の場合には比率として 1.19%の引上げということになっておりますけれども、旭市の場合には一般職だけでだいたいどのぐらいになるのか。29 ページでいいんですか。それとも、ほかのところを見たほうがいいんでしょうかね。

期末・勤勉、いわゆる年間 4.5 か月にするということは分かりました。

それともう一つは、本年 12 月の期末というのは、8 日の日に振り込まれましたけれども、この金額というのは、まだ議決されていないですけども、これはどういう形でもって振り込まれたのか。それとも、プラスアルファ分については 1 月以降、議決後になるのか、そのところの取扱いをお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） お答えいたします。

まず、給料表の一般職の改定率ですが、旭市の給料表は 1.3%の増となっております。

（発言する人あり）

○総務課長（小倉直志） それは記載はされておられません。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 記載されていないということは、だいたいどの部分を見れば比率的なことが分かりますか。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） どの部分をということになりますと、給料表の改定ですから給料表全体を見ないと、そこから計算したものですので、複雑な形になるんですが、恐れ入ります、記載はされておりました。32 ページですね。タブレットでは 34 ページになるかと思います。

（2）の表の給料という部分の給与改定に伴う増減分ということで、改定率 1.3%。

（発言する人あり）

○総務課長（小倉直志） 32 ページです。32 ページで、タブレットでは 34 ページになります。

32 ページの上の表ですね。（2）給料の欄がございます。給料の欄の 2 つ右へ移りまして、給与改定に伴う増減分とあり、金額が示してあり、その隣に改定率 1.3%ということを示してございます。

（「給料全体は減っているけれども、上の表は改定率に伴うところの金額で改定率を書いてあると」の声あり）

○総務課長（小倉直志） そうなります。

それと、せんだって振り込まれましたボーナスといいますか、期末・勤勉手当の額ですけれども、これはまだ議案が議決されておきませんので、施行前の条例に基づいて支給されております。差額につきましては、1 月以降支給の予定でおります。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員。

○委員（松木源太郎） ありがとうございました。

私はこの表と、それから改定率その他ずっと調べて、ここに書いてあるということが分かってありがとうございました。これで結構です。

○委員長（景山岩三郎） ほかに質疑ございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第 1 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 4 号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 議案第 4 号につきましては、本会議で補足説明したとおりでございます。補足はございませんので、よろしくをお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） それでは、質疑に入ります。

議案第4号について、質疑がありましたらお願いいたします。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 今回、出張所の業務をユートピアセンターに移すというんですけれども、今実際に旧飯岡庁舎というのは、消防分署として使っている部分はあるけれども、それ以外は全く使用に耐えない状態なんですか。

そうすると、新しい今度、今議案が出ている庁舎が完成すると、あの庁舎は取り払ってしまうと、そういう考え方なんですか。

それで、どうしてそういうことになったのかということを少し聞きたいんですけれども、分かりますよ、いろんな状況で分かるんですけれども、もっと便利なところに、今は福祉センターのところのあそこにあるわけでしょう、事務所ね。もっと便利なところに持っていけなかったのかって、出張所をね、何らかの形で。そこのところは執行部としてはどんな考えでもってここの、海岸の一番近いところの市の施設ではありますけれども、そこのところの決めた経過をお聞かせいただきたいと思うんですけれども。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） まず、今回の出張所の移転の関係ですが、飯岡の部分ですね。現在は松木委員おっしゃっておりますように、保健センターにございます。

旧飯岡庁舎に関しましては、委員ご指摘のとおり今消防の分署が入っております。そのほかは全く使用されておられません。

それで、使用に耐えない状態なのかということですが、あの建物はもともと耐震はございません。それで、飯岡分署と海上分署の統合が済んだら解体の予定ではあります。

それで、もっと便利なところをというお話でしたけれども、保健センターから移す理由なんですけれども、今保健センターに再任用職員等を張りつけて、出張所業務に当たっていただいております。これが非常に今マイナンバーカードでのコンビニ交付が始まりましたので、非常にお客様も少ないという状況があって、それだけ人件費をかける必要があるのかという問題もありまして、直近といいますか、一番近い公共施設であるユートピアセンターに移しまして、ユートピアセンターにはユートピアセンターの管理の職員がおります。この職員に出張所業務も重ねて行っていただくということで考えております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 飯岡に公共施設が少ないというのは、私も分かるんですけども、例えばこれがいいのか悪いのかは別ですけども、旧干潟町については昔の町の庁舎が改造に耐えるものであったと思うんですけども、飯岡の庁舎については耐えなかったと。それから、旧海上町はかなり頑丈なものを造ってあって大丈夫だと、ほかも使っていると。そうした場合には、総合的に考えますと、飯岡に少し庁舎が駄目であれば、そういう基本になるものを、もうすぐ20年たつわけですけども、何で造らなかったのかということになるんですよ。

保健センターのあの建物も、だっただけでもっていろんな問題あるんじゃないかと私は思っているんですけどもね。だから、そういうところの目配りがどうだったのかなということ、今度ユートピアセンターにこれを持っていくということで、私は気になったんです。そこら辺のところは、副市長、どういうふうに考えたらいいですか。

やっぱり飯岡がちょっと、私に言わせたら差別されているなという感じ、住民は思うんじゃないかと思うんですよ。住民と話すると、中学校も持っていかれっちゃうしなって、こういう言い方するんです、私に。そのところを、住民感情にもっと配慮したそういう施設の設定というのは、かなり重要ではないかと思うんですけども、副市長にちょっと意見を聞きたいと思っています。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

副市長。

○副市長（飯島 茂） 回答させていただきます。

まず、飯岡地域にそういった箱物が少ないだろうというご指摘でございました。

今まで箱物については、飯岡地域に建設しようという検討の経過はありません。ただ、やはり合併以来、旧1市3町均衡ある発展とか、バランスというものは十分考慮しなくてはならないよという中で、ご存じのように箱物ではございませんが、旧飯岡中学校跡地に旭市で初めて結構予算をかけまして、サッカー場のほうは建てさせていただきました。

箱物については、旭市の公共施設等総合管理計画の中で、今後20%ほど床面積のほうを減らしていかななくてはならないという中で、干潟の公民館もやはり耐震基準を満たしていなかったとか、今後、中学校、小学校、保育所等も人口減少とか、利用者の子どもの数も少ないという中で減らしてはいきますが、とにかく飯岡にそのような人が集まる施設というのは、今までは検討しておりませんでしたけれども、とにかくバランスのある地域というのは必要だという認識は持っていますので、よろしく願いをいたします。

○委員長（景山岩三郎） ほかに質疑ございますか。

（発言する人なし）

○委員長（景山岩三郎） 特にないので、議案第4号の質疑を終わります。

続いて、議案第5号から議案第8号までの4議案につきましては、関連がありますので、補足説明がありましたら一括してお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 議案第5号から議案第8号までは、本会議での補足説明に重ねて補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） それでは、議案第5号から議案第8号までの4議案について、一括して質疑に入ります。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 二つね。

一つは、本会議でもお聞きした教育長の給与について、もう少し詳しくお聞かせいただきたいんですよね。特別職のこのあれにも入っていないし、教育委員会の一般職の中での特別な等級なのかということとか、それをちょっと私は分からなかったんで、これは基本的なことで申し訳ないんですけども、よろしくお願いいたします。

それから、8号の年度任用職員の給与の問題なんですけれども、ここのところはどのぐらい今回上がったんですか。ちょっとそここのところの実態を教えていただきたい。この二つの点をお聞きしたいと思います。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） お答えいたします。

まず、教育長の給与に関しましてですが、議場でもちょっと訂正させていただいたと思っ
ているんですけども、現在は平成27年4月の法改正によりまして、それまでは教育長に関し
ましては一般職という扱いで、教育長の給与だけを定める条例がございました。

今言った平成27年4月の法改正によりまして、新たに教育長が特別職という扱いになりま
したので、現在は特別職の給与に関する条例に教育長も明記されております。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員。

○委員（松木源太郎） そうすると、平成27年度に変わったんで、それまでと違う扱いで、特別職という、どのあれになるわけですか。6号の今回の条例のこの中に入るということで

いいんですか。

○委員長（景山岩三郎） 総務課長。

○総務課長（小倉直志） そのとおりでございます。

それと、会計年度任用職員がどのくらい給料が上がったのかということですが、年間で申し上げますと、職種によって違うんですが、平均して、年間といいますか、月額で1万円近く平均して上がっております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員。

○委員（松木源太郎） それは平均給与がちょっと今出ていないかなと。そうすると、何%ぐらいになるんですか。給与表が変わったんでしょうから。議案の31ページの表のところで計算して分かりますか。分かんないですか。それが分かるところはどっかないんですか。概略でも。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 概算で、実額で5%ほど上がっております。

（「5%ですね」の声あり）

○総務課長（小倉直志） はい。今回の給料表の改定は、本会議でも申し上げましたが、若手職員を中心に上げておりますので、その若手職員の給料表が適用される会計年度職員ですので、全体の1.3%よりはずっと高い割合で上がっております。

○委員長（景山岩三郎） ほかに質疑ございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第5号から8号までの質疑を終わります。

続いて、議案第9号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

税務課長。

○税務課長（向後秀敬） 議案第9号につきましては、本会議において補足説明を申し上げたところであり、加えての説明はございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 私も詳しいことを本会議で聞けなかったんですが、よく見てみたら大変大事なところだったので、ちょっと聞きますけれども、該当するこの国民健康保険税の23条の1、2というのは、要するに保険税の減額規定で、1と2は条例を見まして分か

りました。

今回の3というのが、出産をされた方の問題なんですけれども、概略、どういうときに減額、どんな形でされるのか、簡単でいいですから教えてください。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（向後秀敬） 概略ですけれども、出産されるお母さん、母親の均等割と所得割を他の社会保険と同様に4か月分を減額すると。それと、双子以上の場合は6か月を減額するという、概略、簡単ですけれども、他の保険に合わせて今回減額ということになっております。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員。

○委員（松木源太郎） だいたい、課長の予想では年間、生まれるお子さんが減っていますけれども、生まれるお子さんがどのぐらいだとどのぐらいの減額対象が生じるというふうに、今のところ予測できますか。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（向後秀敬） 今回の制度ですけれども、1月からということでありまして、要は令和5年度、残りの3か月分対象になってくるんですけれども、当初賦課をもうしておりますので、令和5年度分としましては、対象人数が27名、概略、減免額25万円程度ということになっております。

令和6年度以降につきましては、これから確定申告等ありまして、所得割等の関係もございしますので、まだ算定はできておりません。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 私、不勉強で悪いんですけれども、旭市の場合にはかなり減っているけれども、年間何人ぐらい出生予定なんですか。だいたいこのところ、統計的に。特殊出生率は旭市は近隣より少し高いですね。ご存じのようにね。そういう関係から見ても、ちょっと教えておいてください。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（向後秀敬） 概略ですけれども、これは保険年金課のほうで出産育児一時金というものをしております。それを見ますと……

(発言する人あり)

○税務課長（向後秀敬）　そうですね、はい。ですので、国保の関係でいいますと、出産育児一時金を出しているものは、令和元年で 58 名、令和 2 年で 54 人、令和 3 年 48 人、令和 4 年 44 人ということで、だいたい 40 人から 50 人程度になるかなとは予測しております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎）　松木委員。

○委員（松木源太郎）　ありがとうございました。よろしくお願いします。

○委員長（景山岩三郎）　ほかに質疑ございますか。

(発言する人なし)

○委員長（景山岩三郎）　特にないようですので、議案第 9 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 11 号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　議案第 11 号につきましては、本会議で説明したとおりになります。本委員会での補足説明はございませんので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（景山岩三郎）　議案第 11 号について、質疑ございましたらお願いいたします。

松木委員。

○委員（松木源太郎）　それでは、議案第 11 号について、私のほうからお聞きしたいと思います。

私は、前に配っていただいた、全く同じ文章なので、11 月 22 日の全協の書類でもってかなりいろいろ印をつけてあるんで、これでもって聞きます。だいたい同じでしょうけれども。

本会議で聞いたときは、言葉遣いの問題についてかなり聞いたんですけども、言っていらっしゃることは、例えば第 1 期の最初のときのものも私は読ませていただきましたし、それから 2 期のときのものも読ませていただきましたし、1 期の目標が終了したときの文章も本会議で言ったように読ませていただきました。

そこにはいろいろ勉強すべきことが書いてあるんですけども、ただ今回の第 3 期の分につきましては、1 期、2 期と比べて本当に専門用語というか、普通の言葉じゃない言葉が出てきているんですよ、大変多く。そのことをどうして気にしないのかと。私、質疑したならば、最後に言ったのは、これを読むのはお医者さんもありますからという言い方して、これが頭にきたんですよ、本当に。

この目標というのは、旭市が独法を設立しているから、これを本当に読んでもらいたいのは地域住民なんです。旭市の市民なんですよね。独法がどういう形でもって病院経営を行うかということ、本当に理解してもらいたいという趣旨がなければいけないわけです。

それで、お医者さんに読んでもらうためだったら、3月に提案されるような病院がつくった中期計画の中でもって専門的なことを言って結構だと思うんです。

こういうようなことなんで、私は常任委員会でもって何を聞こうかということ考えたときに、やはりこの文章は大変いいこと言っていますから、しかし理解する面では大変難しいということなので、一つ言葉を変えていただきたいということをここでもって言います。

議案とこの文書はだいたい同じですから、こっちの議案と同じように言いますけれども、1ページ目の上から4行目の広域基幹型急性期病院、これは言い換えていただきたい。

それから、その真ん中程度にある法人に求めるガバナンス、このガバナンスというのも言い換えてもらいたい。

次、2ページにいきます。

中ほどにある集学的治療等、これ私には意味が分かりません。言い換えていただきたい。

4つ目が3ページ目の上から5行目のQ I 分析、医療DX、この2つの言葉ですね。

それから、真ん中にある分かりやすく明瞭な説明（インフォームドコンセント）って書いてあります。これ英語でそうなんですけれども、これは2期のときにも同じような書き方して、おかしいなと思っていましたんで、これ考えていただきたい。

それから、その下の（3）のPDCA、プラン、ドゥ、チェック、アクションというんですか、これはどういう意味だか私には分かりません。

それから、4ページ目の真ん中から中ほど下の（3）職員の就業環境の整備のところにあります2行目のワークライフバランス、それからそのすぐ下のガバナンスの強化って、ガバナンスという言葉だってね、本当は分かりにくいと思うんですけれども、組織マネジメント、それからその下の下から3行目のコンプライアンスの徹底、コンプライアンス、法令遵守というんですよね、日本語で言うとな。

だいたいそういうような言葉が羅列されて、1と2と比べたら物すごくこういう言葉がいっぱい出ちゃっているんですよ。これはやっぱり独立行政法人旭中央病院が、これから4年間、住民にどのような病院の目標を持つかということを示すには、あまりにも文章として、言っていることは専門家が見れば分かるし、なかなかいいことを言っていると思いますけれども、そういう文章でいいのかということぜひ検討し直していただきたいと思います。い

かがですか。この言葉の正確な意味を全部、今回、常任委員会でもって教えてください。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 今、松木委員のほうからご指摘ありましたいろんな専門用語が多くて分かりづらい、市民が理解しづらいのではないかということでした。

確かに中期目標内の用語につきましては、市から病院へ業務運営に関する目標を指示するということが主となっておりますので、市民になじみのない言葉、専門的な用語を記載しているということは、確かに認識しております。

外来語や専門的な用語を使用している部分については、極力用語の前後、その意味を補完するような言葉を添えて、一般の方にもご理解いただけるような一応配慮はしているつもりでございます。

例えば、最初にありました1ページ、広域基幹型急性期病院なんですが、これは前回議案質疑のときにもほかの議員からありましたが、当初はこれ単独の言葉だったんですが、これでは意味が分からないだろうということで、その前の文章になります、この病院を表す意味合いとしまして、前から、千葉県北東部及び茨城県鹿行地域において、高度医療及び24時間365日の救急医療を提供する病院になります。

（発言する人あり）

○企画政策課長（柴 栄男） これは3期から出てきた言葉になります。

ガバナンスなんです、すみません、ガバナンスはこれ2期から……

（発言する人あり）

○企画政策課長（柴 栄男） この用語自体は、3期から出てきた言葉……

（「何で広域基幹型急性期病院になったのか」の声あり）

○企画政策課長（柴 栄男） すみません、これはちょっと病院のほうから話がありまして、中央病院としては、その前文にありますけれども、2次医療圏だけではなく、茨城県の鹿行地域のほう、広域を対象として24時間救急医療を提供しているという病院でありますので、これはちょっと病院のほうから指示というか、お話があったものです。

次なんです、ガバナンスにつきましては、すみません、これ第2期の目標から使っている用語となりまして、組織をまとめ上げて治める、統治というようなニュアンスで使っております。

続きまして……

（「2期にはありませんよね」の声あり）

○企画政策課長（柴 栄男） ガバナンスは2期でも使っております。少々お待ちください。第2期の中期目標ですと3ページになります。

一つずついきたいと思います。

集学的治療等、すみません、これはちょっと2ページになりますけれども、その前段になりますけれども、地域のがん診療連携拠点病院としての役割の例示でありまして、専門的な医療を提供することを指示するものということ、これは前の文章にかかっております。

3ページになります。

Q I 分析、医療DXですけれども、これは見出しにこの言葉が書いてあります。その下に説明する文章が入っているんですが、これがそれぞれ文章の前段部分がQ I 分析についての説明、後半の部分が医療DXに対する説明文となっております。

その下、インフォームド・コンセントですが、これ2期のときはインフォームド・コンセントだけの記載だったと思います。ここについては、ちょっといろいろお話がありましたもので、日本語表記も併せて記載したということになっております。

その下、PDCAサイクルですが、こちらについてもその下に文章が書いてありますが、この文章がこのPDCAサイクル、これの実際の動きとなります。

4ページになります。

ワークライフバランスなんです、これは3期から新しく使った言葉であるんですが、すみません、こちらについてはニュース等でも出てきているので、大丈夫かなというような感じで、広く使われてきているかなというような認識でございました。ワークライフバランス、これは意味合いとしては性別や年齢を問わず仕事と生活を両立させ、相乗効果を生むための取り組みとなります。

その下の組織マネジメントですけれども、組織をスムーズに運営するために組織の目標を達成するための戦略や仕組みをつくって、計画を実行、管理していくことを言っております。

コンプライアンスですが、これは法令遵守、委員がおっしゃったとおりになります。これも言葉としては使われてきているのかなというふうな認識でおります。

確かに意味を補完していない用語もあるんですが、2期から引き続き用いている用語であったり、ニュース、新聞等で広く一般的に用いられているような言葉は、こちらで判断して使用しております。

全て補完しているわけではないので、読んだ方によっては調べる必要が出てくることもあ

うかと思いますが、この目標をつくるに当たっての市の考え方としましては、法人は もちろんなんですが、これを読んだ人に分かりやすく伝えるために簡潔な構成として、法人が果たすべき役割を大きな柱立てとして明示して、市長が法人に指示する内容を明らかにすることを基本的な考えとして策定しております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員。

○委員（松木源太郎） ご説明どうもありがとうございます。

ここであんまり議論する必要はないと思うんですけども、市はこれでもって、要するにこれは地方独立行政法人法の中でもって、この項目を書きなさいということを示された中で書いているわけですから、そういう中身になるんだと思うんですけども、ただ私はやはりこんな難しい言葉をいっぱい使った目標というのは、ふさわしくないと思います。それだけ言っておきます。

それからもう一つ、これは病院の問題でこれからまたお聞きしたいんですけども、サイバーテロ対策ということで、私ちょっと聞きましたよね。この中でもって情報セキュリティの問題についてはどうなんだって聞いたら、またこれは議論があるところですけども、なぜそれを聞いたかという、ご回答では、旭中央病院のそういうデジタル的なものは、外とつながっていないというような言い方をあなた方はしたけれども、東京の本郷にある診断施設とはどういう形でもってつながっているのかって聞きたかったんですけども、やめたんです。

これはだから、要するに旭中央病院がどういうサイバーテロ対策、情報セキュリティというんでしょうけれども、しているかということを知りたいんですけども、それについては今どんな状態なんだか、簡単に教えといてください。余計なことで悪いですけども。

○委員長（景山岩三郎） 議案の審査は途中ですが、11 時まで休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時 0分

○委員長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは、情報セキュリティに関する質問でございました。

まず、病院の中にあります医療に関するデータ、電子カルテ等になるかと思いますが、そういったデータはさっきの遠隔病理診断科診療所なんかもそうですけれども、専属の回線でやり取りはしています。専属の回線ですので、あくまでも病院の中だけのネットワークでやっております。そうしますと、外部につながっておりませんので、外部から何か攻撃を受けるといった形は取られないふうになっております。電子カルテと医療データについては病院内、中の回線だけでやっていますので、外部からの攻撃を受けることがないというような対策になっております。

先ほど言いました遠隔病理診断科診療所については、専用の回線でやっておりますので、そこは電子のやり取り、データのやり取りは当然行っております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 東京のほうとの病理診断だけは専用の回線でやっているというけれども、それ以外は本当につながっていないの。少しでもつながっていたら、必ずウイルスが入ってくるからね。

私なんかだって、コンピュータを使い始めて三十何年たつけれども、必ずソフトを入れて、最近はかなり多いです。いろんなの入ってきます。阻止しているけれどもね。だから、そういうことで病院はちゃんとしているなということで分かりました。そのことについては結構です。

それで、やっぱりこれだけ難しい言葉が出てくるとどうしようもないから、この目標については、今私が指摘した以外のものも含めて、やっぱり言葉の解説書をつけたほうがいいね、作って。そういうのもって普及してくださいよ。ただ議会側だけが読むと思ったら大間違いでね、この目標というのは、本来は旭市の住民の方に、これは知らせなければいけないんですよ。中央病院というのはどういう目的で病院事業をやっているか。そのために、わざわざ独法では、こういうことで目標を持ちなさい、こういうことでもって病院は計画を立てなさい、そういうふうになっているわけですから、ただ単に独法でもって独自にやりなさいじゃないんですよ。だから、そういうのはぜひ必要だと思います。

それからもう一つ、本会議でもって戸村議員が指摘した「第3者評価」というのを、数字の3を漢字の三に直したほうがいいという提案があつて、私もそうだと思っているんで、この

点については、委員長、ここの委員会でもってどうこうしてということになりませんので、議長にお願いして、ぜひこれは原稿と違う文字ですけれども、訂正するようにお願いしていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員、その件に関しては、私のほうから議長に申し入れますので、よろしくお願いいたします。ご理解をお願いいたします。

ほかにございますか。

島田委員。

○委員（島田 恒） 私のほうからは、この目標の考え方というか、これからの方向でありますので、大きいところの話でちょっとお伺いしたいんですけれども、中央病院に対する旭市のこれ目標ですので、そしたら大きく考えれば、旭市として今中央病院が置かれている高度医療、大変な大きい病院ですので、それはいいんですけれども、住民の方々がまだ足りないなという、思っていることもあると思うんですね。

例えば、具体的にいえば、例えばリハビリをやるとなかなかすぐに長くできないと。私の母親も実は大腿骨の置換手術、大手術をやった後、だいたい1週間以内に出てくれって言われたこともあったんですね。どうしようかと思ったんですが、そういうように市民の方々が足りない部分というのも、現実的にはあると思うんですね。例えば、そういうようなりハビリ関係のことだとか、あるいは待ち時間のことだとか、そういうことについては経営の中で中央病院の経営計画の中で落とし込むんだろうけれども、ただ大きい旭市の目標としては、例えばそういう医療というものの市民の方々が足りないと思うようなことも、市としては目標として掲げるべきではないかなというような気がするんですね。

そのためには、例えば広域連携をするとか、市町村との連携をするとか、そういうような目標も市としては目標として掲げるべきなんじゃないかなと思うんですね。

具体的な行動計画については、もちろん経営の主体は中央病院ですから、それでいいと思うんですけども、そういう目標がないと、将来、どんなような中央病院になってほしいんだというような、旭市の目標になかなか得ないんじゃないかなと思う。

ここからそういうものを具体的に入れれば入れるほど書き込むのは難しくなってくると思うけれども、旭市のスタンスとして、今、市民がこういうふうになってほしいなということは、ある程度入れていくべきではないかなと思うんですね。

働き方だとか、例えばその中でコンプライアンスだとか、経営の中のガバナンス、要するに

企業を統治してどうやってグリップしていくかというのは、これは経営の問題だから中央病院でいいんだけど、我々としては、そういう大きな目標も入れ込んでいく必要があるんだろうと。そういう願いがありますので、それについてこれからも検討していただきたいというふうに思っています。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 島田委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 地方独立行政法人のまず制度においては、設立団体の長である市長になりますが、これは法人に対して、まず国・県の医療の動向等を踏まえた中で、法人が達成すべき業務に関する目標、中期目標を指示し、法人はこの目標に基づいて目標を達成するためのより細かな具体的な計画、中期計画を作成し、これに基づいて業務を遂行していきます。

なお、期間中には、その業務の実施について評価することで、目標に対する達成状況を確認することとなっていきます。

先ほど市の考え方というお話もありましたが、まず目標に掲げるもの、法で定められている部分もございます。また、国・県の医療行政、計画に関する部分もございますので、そちらに沿った形で載せてございます。

個別のというのはなかなか難しいところもあるんですけども、先ほどお話がありました医療連携であれば、2ページの地域連携と機能分担のさらなる推進ということで、これは国のほうも進めている部分でありますので、ここは市も目標を示しております。より具体的な計画については、後日、病院のほうから示されると思っております。

あと、患者の満足度の向上につきましても、これは3ページの（2）のほうでも載せてございますので、ここでまた具体的な提案が病院のほうからなされてくるかなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 島田委員。

○委員（島田 恒） 言われるとおり我々は大きい目標を出して、具体的な行動計画については中央病院のほうでつくるんだって、もちろんそれはよく分かりますけれども、やはりある程度の、あまり抽象的になり過ぎては何かよく分からないこともありますので、広域連携はどうするんだよということになれば、市町村の中で連携するのかとなると、そうしたらば今度

は医療の例えばカルテの共有なんかというと、情報セキュリティにも関わってくるということをしかりやっていかなければいけないと思うんですね。

例えば、開業医の方との連携しながら医療の度合いによってどういうふうに分担していく、それで要するに混み方を解消するとかというのは、旭市の目標としてやっていかなければいけないような気がするんですけども、ぜひそういうように、できれば旭市の目標としてももう少し具体的にやれば、もっと市民の皆さんも分かりやすいんじゃないかなというような要望を申し上げて、これで結構です。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 回答はよかったんだけど、これにはちゃんと用語集をつけてくれる。作ってくれる。私たちが理解できるような。答弁してよ。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） すみません、流れていきますと、仮にこれ目標が議決、可決されたとしたら、公表をします。その公表の段階では、そういった用語集のほうもつけるというようなふうに考えたいと思います。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員。

○委員（松木源太郎） あのね、いいですか。地方独立行政法人、国も独立行政法人、大学も病院も独立行政法人にしましたよね。その後、地方の独立行政法人をする、つくるということが法律でもって決まってやってきたわけ。だから、何でこんな文章が目標なんていうのをつくるのかといったらば、設立団体は旭市なんです、旭中央病院の。それでもって前文、中期目標の期間、これ第1、ここに書いてあるでしょう。それから、第2が地域住民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項、つまり設立する地方自治体が病院に何を求めるかということを2番目に書きなさいってなっているんですよ。それでもって、3番目が業務運営の改善及び効率化に関する事項、その業務をやるに当たってどうしたらば効率的にできるかということも考えなさいと、自治体がですよ。そして、ただやるにはお金がかかるから、4番目に財務内容の改善のことも書きなさいと。つまり、借金の部分は自治体を持つわけですから、自治体が借金して、独立行政法人にお金を持って行って、それでもって医療器具を買ってもらうわけですからね。つまり、病院を設立しているのは、旭市なんです。旭中央病院ではないんですよ。

この目標を基に今度、次の計画を病院がつくるわけでしょう。この目標が示されて、それをもってそれに基づいて病院が計画をつくる。ですから、この文章は旭市の担当課なり、旭市長が考えなければいけない内容なんです。ところが、これは明らかに病院がつくった文章ですよ。それではおかしいんですよ。

だから、第1期のときは、こんな難しいことは書いていません。私、ここに今持っていますけれどもね。こういう病院になってもらいたいということが切々と分かる内容になっています。2期からおかしくなっているんです。つまり、そういうことの基本を旭市の行政の中でもってきっちりさせてもらわなければ、旭中央病院は発展しませんよ。

今、島田委員がおっしゃったこと、本当にそうだと思う。私の知っている人も、治ったらすぐ出ていきなさい。遠いところでもってリハビリして、3か月、6か月、リハビリ大変ですよ。中央病院の近くに、例えばイオンタウンを造るんだったら、そこにもっとリハビリの施設を造ったほうがいいんですよ。これが住民のためになるんです。

こういうことを考えないで、旭市は病院を中心のまちづくりするなんて言って、サンモールもなくなって、1時間も歩いて買物に来ている人がいるんですよ。こういうようなことになったんでは駄目なの。どうですか、副市長。この文章、本当に市の職員が書いたものですか。そんなことを本当に私、思いましたよ。ここはどういうことだかお答えください。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

副市長。

○副市長（飯島 茂） まさしく旭中央病院、従来から言っていますように、旭市の宝というような部分で、例えば一般会計より多い予算規模、四百二、三十億円の予算規模の病院でありまして、まさしく千葉県内のこの地方、医療圏人口は現在 90 万人ですか、その医療を支える病院の中でまさしく専門性、それから民間の病院では採算性の取れない救急医療とか、周産期医療とか、それから災害時の医療とか、それを担っている高度の本当に救急医療病院なんです。

そこら辺の内容につきまして、市のほうから独立行政法人に指示を出すということではありますが、まさしく専門的な部分ですから、この文といたしますか、内容をつくるに当たっては、当然、病院事務局のほうとしっかり連携を取る中で、そして本当に専門家である大学病院とか、県の病院局長とか、そういった専門性のある先生方等の意見を聞く中で定めている計画でございます。私どもそのように理解しておりますので、よろしくお願いをいたします

○委員長（景山岩三郎） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 私は、それはそうやらなければならないのは事情は分かりますよ。しかし、もっと柱になるのは旭市民が、だってほかから来た人、お客さんだって、我々がそれこそ昭和 28 年から病院を支えてきたわけでしょう。

私が昭和 41 年に旭市に就職したときには、こんな病院があつてよかったなと思ってね、当時はあれですよ、靴を履き換えて、スリッパでもって上がるような病院でしたよ。私も驚いたけれどもね。そういう病院が、それこそ院長をはじめ職員の方々の努力でもって、これだけ地域に貢献する病院になってくれたって、大変ありがたく思っているんだけど、しかし今回独法以後だんだん住民の要求を排除するような病院になっちゃっているんですよ。

この原因は、やっぱり旭市にあります。市長にあります。このところを本当に感じないで、私はこの目標を見られなかったです。だから、そのところの考え方がちょっと違うんだよね。だからこれは、私は旭市の議会では、常にこのことについては議論をしていかなければいけないなと思っています。

だから、前にも副市長が言ってくれたように、私は大変旭中央病院に感謝しているわけですよ。定期的に人間ドックへ入って、それで前立腺がんが見つかったけれども、ちゃんときれいに治っちゃったと。こんな奇跡はなかったです、私には。長生きできますよ。だから、すごく感謝しているからこそ、こういういい病院であつてもらいたいということでもって言っているわけですからね、そのところをよく理解していただいて、来年 3 月の中央病院の目標についてだって議論させてもらいますよ。場合によったらね、これ目標を、計画ね。目標をこれ否決して、もう 1 回つくり直してって言いたいぐらいですよ、私は。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） 一つ聞かせてもらうんですけれども、その前に私は旧干潟町の生まれで、そこで育っていますけれども、地元の人たちからやっぱり病院に対する思いというのは、非常に体の診療をしてくれるところですから、鎭木に出張所があつたんですけれども、それがなくなっちゃった。本当これは私、多くの先輩方から聞いたんですけれども、もともと中央病院というのは、干潟町溝原に造る計画があつたと。造る計画があつただけけれども、ここに隔離病棟というんですか、結核の病棟があるんで、これは怖いということで反対したからなくなっちゃったんだけれども。だけれども、周りに随分東庄町のほうにまで出張所があつても、干潟地区にはないんだという話がありました。

でも、そんな中で市は苦勞しながらやっぱりこっちからも通えるような道路を開通させてく

れたり、そういった意味でその評価はしますけれども、やっぱり病院に対する熱い気持ちというのは、私も干潟地区もみんな一緒ですよ。本当にしっかりちゃんとやってほしいということをお願いしておきます。

私の質問、一つ教えてもらいたいですけれども、4年前にこの計画が出たときに、東京都文京区本郷に、幾つ幾つの番地のところに遠隔診療所ですか、それを開設するんだと。その内容について説明を受けたんですけれども、具体的なその話は病院の職員がいないんで、市の職員では答えられなかったんですね。今4年たったんで、いろいろ結果が出たと思いますから、この遠隔診療所についてちょっと聞いておきたいんですけれども、この4年間で、この診療所というのは旭市が設立したって言いますけれども、旭中央病院が。これ旭中央病院だけのものなのでしょうか、まず、それを教えてください。

○委員長（景山岩三郎） 宮澤委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 病理診断科診療所になりますが、造ったのは旭中央病院になりますけれども、利用としては中央病院だけではなくて、ほかの医療機関も一緒になって使っております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） これは4年たって、年間どのくらいの、診療科がたくさんありますから、企画のほうで把握はしていないでしょうけれども、分かる範囲でどのくらいの病院のために役に立っているかということ、できれば利用した数を数字で教えてもらえるとありがたいんですけれども、どうでしょうか。

○委員長（景山岩三郎） 宮澤委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 件数ということで、すみません、令和4年度の数字になりますけれども、遠隔病理診断した件数ですが、1,208件の診断を行っております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） ちょっとさっきの最初の質問に戻るんですけれども、中央病院以外で何病院くらいがこの4年間でそこを利用しているのでしょうか。それはやっぱり中央病院のような自治体病院なんのでしょうか、あるいは私立も入っているのでしょうか、病院。分かれば。

○委員長（景山岩三郎） 宮澤委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 複数で使っているというのは分かるんですけども、実際どこの病院がやっているかというのは、すみません、今ちょっと資料がありませんので、後日回答します。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） ほかにございますか。

（発言する人あり）

○委員長（景山岩三郎） しばらく休憩いたします。そのままお待ちください。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時26分

○委員長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 時間を取らせて申し訳ないです。

今お配りしたのは、何で私がそんな発言をしているかという根拠なんですよ。

これは市のホームページに、企画政策課がつくったやつなんです。これちょうど偶然見つけたんで、私、裏表コピーしといたんですけども、要するに中期目標というのは何だということが、ちゃんとここに書いてあるんですよ。

ですから、4番、策定に係る基本方針（案）ってあるでしょう。ここにちゃんと、2番目には「市民等に分かりやすく伝えるため、簡潔な構成とし、法人が果たすべき役割を大きな柱立てとして明示し、市長が法人に指示する内容を明らかにする」こういうようなことで、本当にここではいいこと書いてあるけれども、出てきた文章は何だこりゃということになっているわけです。

ですから、この裏を見ていただければ、関連法令ってありますけれども、地方独立行政法人法でもって第25条、設立団体の長は3年以上5年以下の期間において、地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標、中期目標というのを定めて、それでもって公表しなけれ

ばならない。

そこにどういうことをやるかっていったらば、1、2、3、4、5、この場合には5がありませんけれども、こういうことなんです。5は、その他業務運営に関する重要事項、これは抜けているんですよ、旭市。

ですから、こういう大事なものであり、市民の方に、お医者さんに知ってもらわなければならない。市民の方に知ってもらう。中期計画という病院がつくるものは、これはお医者さんが、専門用語が書かれても構いませんけれどもね。こういうことでもって中期目標というのがあるって、今年が3回目で、今年でもって2期が終わって、終わったらば、ここに私1期のときの反省材料とかいろんなのを、ぺらを持っていますけれども、こういうような評価をする。

ですから、ここで聞いておきますけれども、最終的に評価委員会のオーケーをもらわなければならないわけですが、これをいつもらったんですか。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 今回の第3期の中期目標の件です。

すみません、今ちょっと資料を探したいので、ちょっとよろしいでしょうか。

○委員長（景山岩三郎） はい。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 失礼しました。評価委員会ですけれども、最終的には11月になります。3回目の開催です。

（発言する人あり）

○企画政策課長（柴 栄男） 11月10日です。が3回目の開催で、この案を承認いただいています。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 11月10日に第3回目の評価委員会でもって承認をいただいている。何か意見はありましたか。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 3回目は、その前の段階でいろいろ修正、指摘事項があったので、それを持ち寄ってのことだったので、3回目では特にありませんでした。

その前段、1回目、2回目では、何回かお答えしていますけれども、目標の中の前文であり

ました、先ほど難しいと言われた広域基幹型急性期病院、これが単独で出てきていたので、これ意味が分からないよねということで、前段にこういったものであるから、こういった病院ですよという内容を書いたりしております。

あと、これも何回かお答えしましたが、現在、中期目標の中で災害時医療、感染症医療と見出しがあるんですけれども、2ページの(5)になるんですが、当初は見出しが感染症医療ではなくて、新興感染症というふうな言い回しになっていました。新興感染症である、ちょっと範囲が狭過ぎるので、見出しとしては感染症でいいんじゃないか、ただ文中については災害など新興感染、急な国際的に問題あるような感染症なので、文中に使うのはそれはいいんじゃないかというような意見等がありました。

すみません、今ぱっと思いつくのは、以上となります。以上です。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 私はホームページをいろいろ調べていて、最初のときの記事、あれしか載ってなかったんだよね。それでもって、最後はいつかなということが気になっていたんだけれども、これは評価委員会というのがありまして、4人だったっけか、委員。5人か。6人。方々がいらっしゃって、それでもって、そこでもってこれ協議するんです。だから、簡単に担当課がつくったんじゃないんですよ。それでも、こういうような問題が出てくるということですから、要するにとても大事な本当に旭中央病院がこれから目指すもの、目標、そういうものをこの議会で議論するというのが、私たちに任されているわけですから、このことを踏まえて、最終的に最終日にどういう判断するか、また考えなければいけないなど私は思っております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） ほかにございますか。

常世田委員。

○委員（常世田正樹） 一つお願いします。

医師の確保なんですけれども、結婚してお子さんがいる医師の方は、やっぱり子どもを医者にしたいということで、高度な教育を受けさせたいということで、一つには旦那さんが単身赴任でこっちに残られるパターンと、あとお子さんの進学と同時に都内に戻る、そういったことが結構問題視されています。

それで、旭市内はやはり農業、工業高校なので、なかなか難しいと思うんですけれども、近隣の県立高校であったり、そういったところに医療系の大学進学の特進クラスですかね、そ

ういったのがあれば都内へ帰らなくてもいいんだよねというお医者さんも結構多いので、医師の確保というところで広い視点から、また市としてその働きかけであったり、県のほうですかね。そういったことができるんじゃないかと思うんですけれども、見解をお聞かせください。

○委員長（景山岩三郎） 常世田委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 今確かに常世田委員おっしゃったとおり、子どもが進学されるタイミングで、ちょっと医師の働き方としては変化が起きる、子どもに合わせて奥さんが戻っちゃう、旦那さんだけ単身になっちゃうというケースが確かにあるというふうには聞いております。

今言いました医療系の大学なり勉強する場があればいいんじゃないの、確かにそのとおりなのかと思うんですけれども、何分これに関しては、市単独でどうこうという部分はなかなか難しいかと思しますので、その辺につきましてもちょっと病院のほうと話ししながら、病院も当然これは気がついていることでありますので、またちょっと話をしていきたいと思います。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 常世田委員。

○委員（常世田正樹） 多分、全国的に見ても郡部で、これだけの巨大病院で医師の数を抱えているというところはいいい例がないと思うんで、やはり先進的に病院と協力して医師確保、そういった面からも市として協力できるのではないかと思いますので、よろしくお願いします。回答は結構です。

○委員長（景山岩三郎） ほかにございますか。

（発言する人なし）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第 11 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 12 号から議案第 14 号までの 3 議案については関連がありますので、補足説明がありましたら一括してお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、議案第 12 号から第 14 号、工事請負契約の締結についての補足説明を申し上げますその前に、これらの工事の契約方法であります総合評価方式一般競争入札の概要につきましてご説明させていただきたいと思います。

本日配付の２種類の資料のうち、右上に参考資料、議案第 12 号から 14 号、財政課と書かれた資料になります。

タブレットのほうにつきましては、まず 1 ページから説明をさせていただきます。

上の 1 から順に申し上げますと、総合評価方式一般競争入札は、価格のみで評価する通常の一般競争入札と異なり、施工品質や安全性等、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する方式で、本市では令和元年度から導入しております。

次の 2 になりますが、対象となるのは設計額 1 億円以上の工事から、旭市建設工事等入札参加資格委員会が選定したものにになります。

総合評価方式における評価方法については、予定価格の範囲内で評価値が最も高いものを落札者とするもので、評価値の算定方法につきましては、3 の評価方法に記載してございますが、次のページですね、次ページ以降に評価基準及び算出例を示しておりますので、そちらを基に説明させていただきたいと思います。

では、2 ページをお願いしたいと思います。

2 ページは、評価値のうち価格以外の要素を数値化した評価点については、こちらの評価項目及び評価基準により算出いたします。

こちらの表には、海上・飯岡統合消防分署庁舎建設工事のうち建築工事について記載しておりますが、ここでは実際の公告分について一部を用いて、上から順に説明をいたします。

まず、企業の技術力のうち企業の施工能力として、所定の期間における同種工事の施工実績の有無についてであります。同種工事の内容につきましては、米印としてありますが、欄外に記載してありますので、ご参照いただきたいと思います。

次に、旭市又は千葉県の発注工事における平成 30 年 4 月 1 日から本件公告日までに引渡し済んだ同一工種での工事成績で、最終契約金額が 1,000 万円以上のものを最大 4 件まで申請可能となっております。

その下は、過去におけます指名停止などの状況についての事項となっております。

そして、企業の施工能力の最後、こちらは環境マネジメントに係る国際規格である ISO 14001 の認証取得の有無についてであります。

続いて、配置予定技術者の能力についてですが、1 点目は所定の期間における同種工事の施工実績の有無についてであります。

次に、旭市又は千葉県の発注工事における平成 30 年 4 月 1 日から本件公告日までに引渡し済んだ同一工種での工事成績で、最終契約金額が 1,000 万円以上のものを最大 2 件まで申請

可能となっております。

以上が企業の技術力に関する項目で、次からは企業の信頼性・社会性に関する項目となります。

まず、地域精通度に関する項目では、平成 30 年 4 月 1 日から本件公告日までに引渡しの済んだ旭市内での公共工事の施工実績の有無で、最終契約金額 1,000 万円以上を対象としています。

次に、地域貢献度として、旭市内に建設業法に基づく本店又は支店の有無、そして旭市との災害協定の締結の有無及び協定に基づく災害対応の活動実績の有無について設定しております。

以上の項目から企業や配置される技術者の能力、地域での貢献度等について評価をつけ、その合計である評価点から加算点を算出します。

なお、各項目の配点、評価基準、評価点につきましては、表の右側に記載してございます。

次の 3 ページをお願いいたします。

こちらの表にあります算出例を基に評価値の計算方法について説明いたします。

ここでは、A、B、C の 3 社の①の評価点がそれぞれ 14 点、10 点、6 点になっています。このうち 14 点の A 社は最高評価点で②の加算点は 20 点で、10 点の B 社は 20 点に自身の評価点 10 点を A 社の最高評価点 14 点で割った係数を掛け合わせた 14.285 点、6 点の C 社は同じく 20 点に自身の評価点 6 点を A 社の最高評価点 14 点で割った係数を掛け合わせた 8.571 点となり、これにそれぞれ標準点 100 点を加えた③の技術評価点は、A 社が 120 点、B 社が 114.285 点、C 社は 108.571 点となります。

このように算出された A、B、C 各社の技術評価点を、それぞれの④の入札価格で割りまして、有効数字の 1 桁目が整数になるまで 10 を掛け続けることで得られた値が⑤の評価値で、この数値が一番高い者が落札者となります。

この算出例の場合ですと、入札価格は C 社の 4,650 万円が最低額ですが、評価値は入札価格 5,000 万円の A 社が 2.4 で最高値となり、同社が落札者となります。

続いて、4 ページをお願いいたします。

ここでは、総合評価方式一般競争入札の実施手順について、こちらに記載されていますフローを基に説明いたします。

まず、第 1 回目の入札参加資格委員会において、発注案件が総合評価方式に該当するかを判断し、該当することになりましたら評価項目を作成し、内容について学識経験者からの意見

聴取を行います。

学識経験者は2名おまして、1名は海匠土木事務所の技術次長、もう1名は国土交通省利根川下流河川事務所の総合評価審査委員を務められています千葉科学大学の教授に委嘱しております。

その後、落札者決定基準の内容を審査するために、第2回の入札参加資格委員会を開催し、基準が定まったところで入札公告を行います。

公告後、入札参加希望者へ技術資料の提出を求め、提出があった資料の確認を行い、学識経験者からの意見聴取を行います。

続いて、入札参加資格の確認及び提出された技術資料の審査を行うため、第3回の入札参加資格委員会を開催して技術評価点を算出し、そして入札後に評価値を算出して落札者を決定いたします。

総合評価方式一般競争入札の概要の説明については以上でございます。

続きまして、議案第12号から議案第14号、こちらのほうの補足説明を申し上げたいと思います。

資料は右上に議案第12号、財政課と書かれたもう一つのほうの資料となります。

タブレットの1ページでございます。

こちらには、海上・飯岡統合消防分署庁舎建設工事のうち建築工事の概要を記載しております。

下のほうになりますが、6の工事概要をご覧ください。

建物の構造は鉄筋コンクリート造りの2階建て、建築面積は970.84平方メートル、延べ床面積は1,218.82平方メートルであります。

工事の内容といたしましては、庁舎建物の建築工事一式、外構工事一式及び建設地であります旧海上野球場のバックネット・フェンス等の撤去工事一式であります。

続いて、2ページをお願いしたいと思います。

こちらは建築工事の開札調書となります。

本工事では、3者から参加申込みがあり、参加資格の審査を経て入札の受付を行ったところ、1者から辞退の届出があり、また入札書、内訳書を提出した2者のうち1者の内訳書について内容に不備があり無効となった結果、唯一有効な入札だった阿部建設株式会社を落札者に決定いたしました。

次の3ページをお願いしたいと思います。

こちらは右上に議案第 13 号、財政課と書かれた資料になります。

こちらにつきましては、電気設備工事の概要を記載しております。

同じく下の 6 の工事概要をご覧ください。

工事の内容といたしましては、電気設備工事一式で、主な設備といたしまして、受変電設備、動力・コンセント設備、照明設備、放送・通信設備、また停電時の電源確保のための自家発電設備、太陽光発電設備があります。

次の 4 ページをお願いしたいと思います。

こちらは電気設備工事の開札調書になります。

本工事では、4 者から参加申込みがあり、参加資格の審査を経て入札の受付を行ったところ、期限までに 3 者から入札、内訳書の提出がありました。

開札の結果、入札額と総合評価における技術評価点から算出した評価値が最も高い株式会社山口電気商會を落札者に決定いたしました。

続いて、5 ページをお願いしたいと思います。

次の資料は、議案第 14 号、財政課と書かれた資料になります。

こちらは、同じく機械設備工事の概要を記載しております。

下のほうの 6 の工事概要をご覧ください。

工事の内容といたしましては、機械設備工事一式で、主な設備として給排水設備、ガス設備、換気設備、冷暖房設備があります。

次の 6 ページをご覧ください。

こちらは機械設備工事の開札調書になります。

本工事では、1 者から参加申込みがあり、参加資格の審査を経て入札の受付を行った結果、提出された入札書、内訳書ともに有効であった株式会社石川商會住宅機材を落札者に決定いたしました。

次の 7 ページをご覧ください。

こちらは右上に議案第 12 号から 14 号、財政課と書かれた資料でございますが、こちらには海上・飯岡統合消防分署庁舎建設工事に係る図面を添付しております。

図面はページ順に、設計概要及び案内図、配置図、各階の平面図、立面図となっております。

以上で、議案第 12 号から議案第 14 号の補足説明を終わります。

○委員長（景山岩三郎） どうもありがとうございます。

担当課の説明は終わりました。

それでは、議案第 12 号から議案第 14 号までの 3 議案について一括して質疑に入ります。

質疑ありませんか。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 総合評価方式の説明がありまして、開札結果を報告ありました。

ここでちょっと私、気になる点があるんですけども、議案第 12 号ですね。これは 3 者が応募して、開札時の 10 月 12 日に 1 者が辞退して、1 者が無効というんですけども、内容に不備があり無効というんですが、これはどういう内容なんですか。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、こちらの鈴木建設のほうの内容の不備ということでございますけれども、こちらにつきましては入札書と一緒に提出される内訳書となりますので、その中の詳細な点につきましては、ちょっとここでは申し上げられませんので、よろしく願いしたいと思います。ちょっとお待ちください。大変すみません。

それでは、申し上げます。

詳細につきましては、やはりちょっと申し上げられませんので、入札書の間違いということでございますけれども、入札書と内訳書との金額にちょっと差異があったというものであったため無効となりました。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員。

○委員（松木源太郎） ちょっと私には分からないんですけどもね。外形的です、外形的に、本会議でもちらっと言ったんですけども、外形的に見ると、無効になった方はその 5 日後の開札では落札しているわけですよ。ですから、ここでもって三つの会社が消防署の建設工事に応札して、1 者は辞退、12 日の日に辞退した。5 日後には、今回無効になった会社と争って落札できなかったという、こういう流れがあって、どうも私には何でここでもって無効ということになっているのかなと。

それで、この会社はちゃんと技術評価点も 120 点ですから、最高ではなかったでしょうけれども、争うべき相手でしたよね。だから、3 者が何を考えているんだか分からないけれども、それは全く別の次元で、こういう外形を見ちゃうと、何だ、話合いがあったのかというようなことを考えちゃうわけですよ。だから、本会議でもってそこまで言わなかったけれども、何ですか、このあれはって、私が聞いたわけなんですよ。

だから、金額だけの争いじゃなくて、評価点をしながら、確かに昨日の話でちょっと他の議員から、地元地元っていうあれだけれども、地元の会社がそれなりの技術を持って受けてくれることは、地元のためにいいからいいですけども、ただそういうようなところが出てきていると、大変私は今度、旭市、市の指名の問題になっちゃうんじゃないかと思って心配して聞いているわけです。その点についてどう判断したらいいですか。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 入札制度のほうのお話ということでございますけれども、いろいろ資格要件だとか、地域要件等、執行部のほうは公平公正に執行しているところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 財政課長、分かるんだけど、執行部に何か不手際があったとは思わないの。思っていないの。ちゃんとルールにのっとってやったと思うんだけど、だからこういうことが何で起こっちゃうのかということ、私は大変心配しているんですよ。悪く言えば話合いがあったみたいな感じになっちゃうじゃないですか。5日間しか日にちが違わないんですよ。

（「1か月」の声あり）

○委員（松木源太郎） ごめんなさい、1か月ね。

それで、10月12日に無効なものを、つまり開札に不備なものを提出した業者、これは次の入札から外すべきでしょう、本来であれば。そういうところでもって、10月12日ですよ、建築工事が。それで、もう一つの保育所のほうは11月17日ですよ。こういう不備のあった業者というのは、半年とか1年とか入札停止、こういうことをやったっていいわけですよ。

ところが、3者しか争っていないんだけど、残った2者、阿部建設は落札したと。残った2者が今度1か月後に争って、片っ方が取っているわけです。そういうことだったら、この真ん中の業者は、あなた、そんなことをやっちゃ駄目よって、半年入札停止ってこういう処分が普通だったらあるんですよ。ところが、それにならないでもって、1か月後にその方が今度競り落としていると。だから、昔の評価式じゃないときと同じようなやり方になっちゃっているわけですよ。私らから見ればですよ。そこのところがちょっと私は腑に落ちないんです。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、ただいまのご質疑ですけれども、次の入札のほうも考えてというようなお話でございますけれども、1件1件の入札案件としていろいろ参加資格だとか、地域要件だとかをつくりまして、別々の入札ということでやっておりますので、あと今回の無効となったケースだとか、そういった今回の原因につきましては、いろいろ次の入札への影響があるような内容ではありませんので、次の入札も参加できる、別の入札でございますので、できるという要件でただいまはやっております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 副市長、どうですか。私から見たら、そういうのを入札でもってどのような間違いがあったか、私は知りませんよ。入札に、だから札を入れたけれども、違っていたと。何か間違っていたと。

見てみると、予定価格が7億1,434万円でしょう。それで、落札価格が5億9,800万円、消費税を足せば6億5,780万円ね。片っ方のほうはもっと安かったかもしれないねということもあるわけだけれども、それは別にしてね。

だから、そういうようなことでやっぱり昔は私が知っている範囲では、そういう評価式ではないときは、何らかのチョンボをした人は、半年とか3か月とか、入札停止というのをやったんですよ。そういうのは全くないでもって、執行部がいろんな調査しているから大丈夫だ、次もやらせるというのはおかしいんじゃないかと思うんですよ、私。どう思いますか。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

副市長。

○副市長（飯島 茂） 私のほうから回答させていただきます。

まさしくその契約につきましては、従来から透明性、公平性ということで、どんどん制度が変わってきておりまして、今の総合評価方式、これもまさしくそういった透明性をしっかり担保するためのものがございます。

今回のまさしくその無効になった内容、財政課長の答弁のほうをしっかりとご理解いただいたかどうか分かりませんが、私が理解しておりますのは、当然入札するに当たっては、まず細かいいろんな積み上げを行って、内訳書がございます。その内訳書の合計が、当然一番最後の入札金額に数字が行くはずなんです、説明ですと、その内訳書の合計と最後の応札した金額が違っていた、そうすると旭市としてはどちらの数字が正しいか、普通であれば最後で

しょうけれども、内訳が違っているんだから、ちょっとしっかりした担保できないよということで、無効にしたということでございます。

先ほど松木委員おっしゃったように、例えば今回の消防と後日の保育所のほうですが、金額にしても、こちらの消防のほうが大きかったわけですし、まさしく私は業者の、今回、鈴木さんのほうのちょっとした単純なミスなのかなと。私はしっかり、そういった何かいろいろ調整があるとか、そのようなことは疑っておりませんので、よろしく願いをいたします。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員。

○委員（松木源太郎） だから、会社が代表する入札の担当者がそんなことをしたらば、その会社は駄目ですよ。そうでしょう。その会社の職員だったら、本当に離職もんですよ。5億円、4億円、そういう入札ができなくなったら、1年間の仕事の一部分がパアになっちゃうんだから。だから、そういうようなところの厳しさもやっぱりなければしょうがないんだと思うんですよ。私は、後の見解を持っていますから、以上で終わります。

○委員長（景山岩三郎） 木内委員。

○委員（木内欽市） 今も私、松木委員の意見を聞いていて、なるほどなと思っています。やっぱり同じ、いや、ここにいる人らは、みんなそう思っていると思いますよ。

1回目の入札で辞退って、この無効の意味が言えないとか何とか、それはいいんですけども、たしかその後この人が取ってくると。ですから、次回はという、これ例えば1者だけだったら入札を延期するとか、そんなことはできないんですか。

それとあと、こういうことが続くようだと、やっぱりこれ不信感が出てきますので、私は聞いていて思いました。ちょっとあんまり入札のこと分からないんですけども、3者あつて1者が辞退、1者が無効。この無効なんて、この前聞いたら、滅多にないことなんでしょう。鈴木建設さんは幾つも工事をやっていて、積算出すには相当手間暇かかっている、こんな無効なんて滅多にないことで無効。だから、実質、阿部建設1者だけでしょうよ。それで、次の工事は今度無効になった鈴木建設が取っている。あれと。皆さん方には関知しないことでしょうけれども、しかしこういうのをそもそも議会に出てくるということは、議会の承認があるわけですよ。ですから、私どもはいろいろ聞くわけですよ。そういうチェックするのが私たちの仕事ですからね。悪く思わないでくださいね。

こういうことが度重なるようだと、これはちょっと問題だと思いますよ。それで一言言わせていただきました。別に答弁は結構ですよ。皆さん方の答えはだいたい分かっていますから、皆さん方には関知することないでしょうけれども、提案としてそういう場合には、入札

というのは、私は昔、玄関のところに6者も7者もあって、今日はここかなと時々見たんですが、この開札調書を見て、答弁では3者が参加というから、3者が金額出ていると思ったら、実際1者だけという、これで入札って言えるのかなと。ちょっと今初めて見たもので、素朴な疑問ですが、1者でも入札は入札になるんですか。そこだけ、じゃ。

○委員長（景山岩三郎） 木内委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、1者しかいなかった場合ということでございますけれども、こちらのほうにつきましては、公告におきまして資格確認の結果、資格を有するものと認められたものが1者の場合においても入札を執行することとし、また入札執行の結果として、有効な入札者が1者の場合においても落札者決定を行うものとするとして定めております。

参加資格を有するものと認められれば入札を執行し、結果が有効であれば落札者を決定するということになってございます。

○委員長（景山岩三郎） ほかにございますか。

（発言する人なし）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第12号から14号までの質疑を終わります。

（発言する人あり）

○委員長（景山岩三郎） 松木委員。

○委員（松木源太郎） よろしく申し上げます。

今回の消防分署の建設について、大変ご苦労されていると思うんですけれども、そのことで私は最初、海上の野球場を潰しちゃってどうのこうのっていろんなことを申し上げてきて、道路が早くつながればいいなと思っているんですけれども、ただここで私これを勉強しながらちょっと考えたことがあるんで、それで常任委員会が悪いけれども、副市長のご意見を聞きたいんですけれども。

実は合併前の旭市においては、市の西部地域の消火、いわゆる火災が発生した場合の危険度について大変心配していたんです。

なぜかという、ちょうど干潟駅を中心とした地域と、それから今の匝瑳市、八日市場市。八日市場市の消防署も一番西のほうにあるわけです。この地域が、そういう防火点では空白地帯みたいになっているなということを議論してきたんですよ。私は消防の委員もやったことありましたんで。

今回こういうことでもって、海上と飯岡のところでもって両方道路ができるからということで、分署が真ん中に造られる。それで、干潟の今の分署を考えたら、やっぱり旧旭市の西部地域と、それから匝瑳市の東地域をにらんだこういう防火地域の策定というのを考えなければいけないんじゃないかと。このことをいろいろ調べていて思ったんですけども、今、旭市ではそういう考えはお持ちになっていませんか。議論が出ていますか。よろしくお願いします。

○委員長（景山岩三郎） 副市長。

○副市長（飯島 茂） 具体的にそのような議論はしておりません。

ただ、松木委員おっしゃるように、旧旭市において西部地区、西地区と言いましたけれども、はっきり言えば海側の八日市場寄り、神宮寺という地先ありますが、景山委員長も近いところですけども、向こうが、やはり消防署のほうから一番遠いんだと、あそこら辺どうなんだというような議論があったことは承知をしております。

今回やはり本署と、それから飯岡・海上の分署が相当距離が近いわけでございます。ですから、短期的な議論ではなくて、仮に今後消防の本署がもし建て替えとか、そういう時期があった暁には、本署のほうを国道沿いでもいいんですが、もっと西のほうに持っていけば、今、松木委員おっしゃったような旭市西部地域のほうのちょっと遠いところですかね、そこら辺の時短というものは図れるのかな、そのようなことを私、正式な議論ではないけれども、ちょっとした中では私も思っていますし、発言したことはあります。

以上でございます。

（「委員長」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 会議規則第 117 条の規定により、議員の発言を許可することにご異議ございませんか、皆さん。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） ご異議ないようですので、戸村議員の発言を許可いたします。

○議員（戸村ひとみ） 先ほど来、質疑がございました無効の件なんですけれども、内訳書に不備ということで、その内容をさらに質疑されましたら、最初に提示していた金額と内訳書の積み上げた金額とが違っていたということで、これどちらを取るかということでみたいな話に今なったじゃないですか、答弁。そういうふうになんて聞き取ったんですけども、この金額って開示できませんかというのが、私、今までの流れを聞いていて、何で無効になったのかというのが、この金額で応札しますというのを、そうすると落札者よりも高い金額だ

った。でも、内訳書を積み上げてみたら低い金額になった。それで無効にしたんじゃないかというのは、私はちょっと疑いも抱くわけですよ。この金額って開示できませんか。

これ実際には落札者の金額を出しているわけですから、両方の内訳書を積み上げた分の金額というのと、全体のというんですか、最初に出す金額とのその両方というのを出すことはできませんか。

これ、後ろのほうの、私たちが昨日審議した 15 号のほうでは、落札していない業者の金額も出していますよね。これ出せませんか。一体どの金額で申し込むというか、応札して、でもその応札の金額と、市側が内訳書を積み上げてみたら金額が違っていたという、その金額と両方出せませんか。

○委員長（景山岩三郎） 戸村議員に申し上げます。

発言と答弁 1 回となっておりますので……

○議員（戸村ひとみ） 1 回ですね。

○委員長（景山岩三郎） ええ、委員会規則。

戸村議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） ただいま内訳書と入札書の金額ということでございますけれども、こちらのほうは入札書と内訳書、同じ扱いとなっておりますので、開示することはできなくなっております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） ほかにございませんね。

常世田委員。

○委員（常世田正樹） すみません。今の議案第 12 号の建設関係の方に聞いたんですけど、無効、辞退のやり方というんですか、結局、阿部建さんには勝てないからというような、そういう要は談合ではないですよ、金額合わせではないから。ただ、勝てないけれども出しちゃったから、無効にしたという気持ちを酌んでくれって言われました、建設業の方から。

（発言する人あり）

○委員（常世田正樹） 私が聞いた話はね。だから、無効とか辞退って何なのという話を聞いたんですけど、そういう話を聞きました。

（発言する人あり）

○委員（常世田正樹） では、撤回します。すみません。

○委員長（景山岩三郎） 以上で付託議案についての質疑を終わります。

最後に、私のほうから、この業種にかかわらず、多くの業種に市民は不信感を持っていますので、これからは慎重にひとつよろしく願いいたします。

以上で終わります。

議案の採決

○委員長（景山岩三郎） これより討論を省略して、議案の採決に入ります。

議案第1号、令和5年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、旭市出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第 7 号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第 7 号は原案のとおり可決されました。

議案第 8 号、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

議案第 9 号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

議案第 11 号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第 3 期中期目標を定めることについて、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（景山岩三郎） 賛成多数。

よって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

議案第 12 号、工事請負契約の締結について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（景山岩三郎） 賛成多数。

よって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

議案第 13 号、工事請負契約の締結について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

議案第 14 号、工事請負契約の締結について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第 14 号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

○委員長（景山岩三郎） 以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。どうも長い間どうもありがとうございました。

閉会 午後 零時 22 分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 景 山 岩三郎